

政策調査部情報の内容:

幌延深地層施設と電源三法交付金の関係自治体の申請についての疑義の解明について

幌延深地層研究施設に関する電源三法交付金の取り扱い(北海道経済産業局)

資料「新聞報道」

## 道経済産業局から公文書で釈明の回答

### 「混乱を招いたことは、本意とするところではなく誠に遺憾」

幌延深地層研究センターが電源三法交付金の対象となったことにより、幌延町、近隣の豊富・天塩町が電源立地促進対策交付金の交付対象、そして、先の3町含む猿払・浜頓別・中頓別・中川町の7町村が電源立地特別交付金の対象となりました。

幌延深地層研究センターは「核抜きの研究施設」として、今年7月に建設に着手しました。道は1990年に「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」、幌延町は「深地層の研究の推進に関する条例」を制定し、放射性廃棄物の持ち込みを拒否しました。そして、道・幌延町・核燃サイクル機構は「幌延町における深地層の研究に関する協定書」を締結し、核廃棄物の持ち込みを認めないことを確認しました。これらの経過については国も全面的に了解・合意してきたものです。

ところが、報道機関の新聞報道によりますと、交付申請するにあたり、「核持ち込み拒否」条例の制定を検討していた交付金の対象の7自治体に対して、道経済産業局開発計画課の職員が10月下旬に「制定阻止の圧力ともとれる説明」を行っていた事、そして、同局は「誤解されるような発言はあった」と認めているとする記事が掲載されました。

幌延深地層研究センターは、貯蔵工学センター計画からはじまり20年に及ぶ紛争を経てまとめられてきた施設計画です。この長期間にわたる経過や合意を無視し、住民自治に対する介入は断じて容認できません。

このような立場から、連合北海道は資料1のとおり質問書(12月12日)を北海道経済産業局に提出し、それに対する回答を12月15日に受け取りました。回答では、「一部の自治体に対し条例と交付金の関係について混乱を招いたことは、本意とするところではなく誠に遺憾」と釈明しました。

連合北海道としては、この間の幌延深地層研究施設設置に関わる道民合意を遵守することを北海道経済産業局に求め、再び今回のような混乱を生じさせないよう、「幌延監視連絡会」等の取り組み、中央省庁要請行動など今後も対応していきます。

取り急ぎ報告と致します。

**資料 1**

2003年12月12日

経済産業省

北海道経済産業局長 稲見 雅 寿 様

日本労働組合総連合会北海道連合会(会長 渡部 俊弘)  
民主党北海道総支部連合会(代表 中沢 健次)  
北海道民社協会(会長 風早 俊男)  
北海道平和運動フォーラム(代表 小林雪夫 杉山さかえ  
江本秀春)

## 幌延深地層研究施設に関する電源三法交付金の 関係自治体の申請についての疑義の解明について

日頃、北海道経済の振興に関するご努力に心から敬意を表します。

さて、幌延深地層研究センターが電源三法交付金の対象となったことにより、幌延町、近隣の豊富・天塩町が電源立地促進対策交付金の交付対象、そして、先の3町含む猿払・浜頓別・中頓別・中川町の7町村が電源立地特別交付金の対象となりました。

貴職もご承知ですが、幌延深地層研究センターは「核抜きの研究施設」として道・幌延町・核燃サイクル機構が合意し、今年7月に施設が着工されました。このために道は「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」、幌延町は「深地層の研究の推進に関する条例」を制定し、放射性廃棄物の持ち込みを拒否しました。そして、道・幌延町・核燃サイクル機構は「幌延町における深地層の研究に関する協定書」を締結し、核廃棄物の持ち込みを認めないことを確認しました。これらの経過については国も全面的に了解・合意してきたものです。

ところが、11月27日付け道新の新聞報道によりますと、交付申請するにあたり、「核持ち込み拒否」条例の制定を検討していた交付金の対象の7自治体に対して、道経済産業局開発計画課の職員が10月下旬に「制定阻止の圧力ともとれる説明」を行っていた事、そして、同局は「誤解されるような発言はあった」と認めている、等々の記事が掲載されています。

幌延深地層研究センターは、貯蔵工学センター計画からはじまり20年に及ぶ紛争を経てまとめられてきた施設計画です。この長期間にわたる経過や合意措置を無視し、混乱させることはあってはならないことです。

つきましては、下記の事項について質問しますので、文書で12月19日までに回答をお願いします。

### 記

- 1、北海道経済産業局開発計画課職員の交付金対象の7町村への説明の経過と内容について明らかにすること。
- 2、貴職の自治体への説明の中で、「交付金を利用した核持ち込み拒否条例制定への圧力」という受け止めを関係町村はもっていますが、そのことに対する釈明と謝罪を明確にすること。
- 3、貴職の幌延深地層研究センター建設への基本姿勢と7町村への電源立地促進対策交付金・特別交付金の取り扱いについての考えを明らかにすること。

以上

**資料 2**

平成 15 年 12 月 15 日

日本労働組合総連合会北海道連合会  
会 長 渡 部 俊 弘 殿  
民主党北海道総支部連合会  
代 表 中 沢 健 次 殿  
北海道民社協会  
会 長 風 早 俊 男 殿  
北海道平和運動フォーラム  
代 表 小 林 雪 夫 殿  
代 表 杉 山 さかえ 殿  
代 表 江 本 秀 春 殿

北海道経済産業局電力・ガス事業部長 牧 野 直 樹

幌延深地層研究施設に関する電源三法交付金の取り扱いについて（回答）

日頃から、エネルギー行政の推進に特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、2003 年 12 月 12 日付けをもって貴職からご質問のありましたことにつきまして、  
下記のとおり回答します。

記

1. 平成 15 年度下期から電源三法交付金が新たに交付されることになったことから、平成 15 年 10 月下旬から 11 月にかけて、電源三法交付金対象である 7 町村に対し、当該交付金の目的及び制度について説明を行ったものであります。
2. 関係 7 町村に対し、1. のとおり電源三法交付金の目的及び制度の説明を行ったところではありますが、結果として一部の自治体に対し条例と交付金の関係について混乱を招いたことは、本意とするところではなく誠に遺憾であり、必要があれば関係自治体に対しあらためて説明等の対応を行うこととします。
3. 電源三法交付金については、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的として交付されるものであり、申請された事業の趣旨が交付目的に合致し、事業内容が交付規則等の規定に照らして適正なものであれば交付されるものであります。  
なお、幌延深地層研究計画を進める上では、今後とも北海道、幌延町及び核燃料サイクル開発機構が科学技術庁立ち会いの下で締結した「幌延町における深地層の研究に関する協定書」を遵守するとともに、北海道が制定した「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を尊重し、国がこれまでに約束してきた事項を遵守して進めて参る所存です。  
以上